

## 【入札公告】

自動販売機の設置場所貸付に係る一般競争入札の実施

令和8年2月2日

秋田県立新屋高等学校長 浅利 宏

次のとおり秋田県立新屋高等学校に軽食類自動販売機を設置する事業者を一般競争入札により決定するので、公告する。

### 1 入札に付する事項

- (1)軽食類自動販売機の設置場所貸付
- (2)設置場所、設置台数及び仕様等は「自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」のとおり

### 2 契約条項を示す場所及び日時

秋田県ホームページへの掲載による。

### 3 入札参加申込期間及び提出場所

#### (1)提出期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月12日（木）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く）の午前9時から午後4時までの間

#### (2)提出場所

秋田県秋田市豊岩石田坂字鎌塚77-3 秋田県立新屋高等学校 事務室

### 4 入札執行の場所及び日時

- (1)場所 秋田県立新屋高等学校 2階 会議室
- (2)日時 令和8年2月20日（金） 午前9時00分

### 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。

(3)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(4)法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。

(5)自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を全て誠実に履行した実績を有していること。

(6)自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。

(7)秋田県税を滞納していないこと。

### 6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

### 7 募集要項

新屋高等学校ホームページに掲載する。（入札参加申込書等は問い合わせ先に確認）

### 8 問い合わせ先

秋田県立新屋高等学校 事務室

秋田県立秋田市豊岩石田坂字鎌塚77-3 電話：018-828-5859 FAX：018-828-1962